

をになう児童の健全な育成、資質の向上をはかるため、「児童手当法」（昭和46年5月27日公布）にもとづき、対象者の認定および手当の給付を実施した。

この制度は、基礎となる児童の年齢を年次的、段階的に引き上げることを定められており、昭和47年度は、子女のうちに3人以上の児童をもち、うち1名以上が5才未満である場合に支給された。

事業に要する費用は全額県費で負担されるが、小・中学校ならびに盲学校および聾学校の教職員分については、義務教育費国庫負担法にもとづき、支出額の2分の1が国庫負担金でまかなわれている。

### 児童手当認定状況及び支給状況

昭和47年4月～昭和48年3月分

所 属	新 規 認定件数	消 減 件数	本 期 未 受給者数	算定基礎児童数別受給者				支 払 件 数	支 払 金 額
				1人	2人	3人	合計		
小・中学校	74	26	497	475	19	3	497	1,424	16,077,000
各課・各機関	2		8	8			8	19	228,000
県立学校	39	5	266	245	20	1	266	763	8,895,000
合 計	115	31	771	728	39	4	771	2,206	25,200,000